

# 近世村落としての福生・熊川

北原 進

## 一 近世農村のイメージ

福生市史が初まってから、近世史の部門ではまだ目指す新史料に出会っていない。以前から古文書研究会や文化財で調査したもののほか、熊川村の史料が大量に出てきているが、まだ近代史を含めて十分に駆使できる体制になっていない。誰でも不思議と思うであろうし、私も残念に思うのは、市史編さん専門委員として市内の新しい史料を、まだ直接調査する機会が与えられていないことである。

いきおい、福生市の近世史の構想は立て難い。不正確であまりに貧弱な内容しか提示できないのは、困ったことであるが、私の怠慢を棚に上げて、御諒察をお願いしたい。

さて、幕藩制社会の基盤となった近世農村について、わ

れわれは一定のイメージを抱いている。ほぼ近世史研究者ならば、江戸時代の農村とは、大体どういったものかという、ある種の共通の理解のようなものである。しかし研究对象としている村の史料によって、近世の状況をなごめるとき、そのイメージと現実の姿の間には、当然へだたりがある。そこをどう理解するかである。

昭和三十年代に入るところまでの農村は、地域によりけりでもあるけれど、かなり「昔風な」景色を残しているところが多かった。田植や稲刈りのような農作業に、小学校二三年生から老人までの家族労働を動員し、肥料は堆肥・厩肥・灰・糞尿のほか、刈敷などが中心であった。機械類がまだわずかしか入っていない、回転式脱穀機のような、一見機械風なものがあったも、その動力は足であり、つまり本

質的にはくわやかまと同じ、道具にすぎなかった。

こうした風景は、そのまま百年余りさかのぼっても、さほど大きな違いもなく、明治期の農村であり、江戸期のムラにまでつながっていると、ばく然と想定することができたのである。基本的には変わっていない、余り大きな差異がないという確信のごときものは、言いかえれば、現実の農村を、かなり近世農村の姿を留めているものとして見ることができたということである。

当否を云々するよりは、色々な限定をつけなければならぬであろうが、各人がそれぞれ抱いた、変らぬ故郷としての村と近世農村との差異は、あまり検討する場をもたず済んできたようである。けれども本誌表紙のような水田風景は、近世の熊川・福生の村でみることができたであろうか。両村とも水田稲作農業に関する史料は、はなはだ乏しく、水田地帯といえるほどの広がりを確認することは困難である。むしろわれわれの抱いているある種のイメージや、昭和三十年代ごろまでに見た農村風景と江戸時代のそれとは、かなりの違いがあるものと考え直す方が、むしろ正しいかも知れない。(だから、高度経済成長期以後の農村は、少くとも何回目かの変貌をとげた結果であり、減反がまた、それに輪をかけたように思われる)。

## 二 近世農村の一般的な姿

近世という時代は、日本全土が幕藩領主によって支配され、すべての生産を玄米の量に換算した石高いそかという価値尺度がつらぬき、外国からの政治・経済の影響を極度に制限しようとした、鎖国制度が特徴づけていた。国内全体も各領域も、封鎖的な自給経済を体制的な建前としていたが、高度に発達した封建社会で、都市と農村、現物経済と貨幣経済とが、うまく使い分けられていた。

最小の行政単位である村は、集村形態をなしていれば、二万五千分の一地図で親指の先で押えれば隠れてしまう程の広さ、ほぼ大字ほどとされている。享保十九年(一七三四)に幕府が財政上の検討のために想定した村方のモデルは、村高が二〇〇石、面積は二二町五反歩余り、家数は二四軒で人口一二〇人(男女半々)、このうちには小商人・職人が二人、さらに馬も三疋いて、労働力を補っているという状況である。もっとも文化元年(一八〇四)の調査による全国平均では、村高四〇八石、人口四〇四人となっている。なお全国の村数は総計六万五千ほどである。

村方の住民は、むしろ農村である。近世農民の基本は、通常、本百姓といわれる。

それは夫婦と親・子を中心とした、現在の家族形態に近い、直接の血縁でつながる単婚小家族をなし(現代はさらにこれが分裂して核家族化する傾向がある)、それがそのまま労働力である。この家族は屋敷地と、専有的に耕作できる耕

地（水田）をもっている。屋敷地にはそれに付随する庭や防風林と共に屋敷があり、農民家族の労働力を憩わせるだけではなく、生産物を調整し（脱穀・乾燥・俵詰めなど）、自家消費用の前栽畑や堆肥置場があるなど、生産の場としても重要である。さらに彼らは、労働用具として、くわやかまなど農具を所有していた。

すなわち労働力・生産手段・用具、および労働力の再生産の場をもつものが、本百姓の基本形態と考えられる。だが特に重要なことは、百姓が毎年一定の耕地で生産できる土地をもっている（所有の形や質が問題ではあるが）ことであろう。これが欠けると、水呑百姓とされ、貢租納入の義務から外される。それは一人前の本百姓の株を有しないことを意味する。

本百姓のこうした形態からすると、かなり自立的な条件を具有していることになるが、それだけでは自立しえないものがあるという。それは近世農業が、のみならずごく近年までの日本農業が、水田稲作を基本としていたということにある。それゆえに、彼らは、村落共同体ムラというものなしには、生活することができなかつたのである。

なぜなら、水田はもれ論水利の便を要する。中世までの水田が、河川のごく周辺、谷あいのみならずかな平地に求められたのは、そのためである。しかしそのために、水害にありやすく、水温が低く、日照時間が短いなどの難点があっ

た。戦国時代末期ごろから、複合大家族の家父長制度がくずれはじめ、そのもとにいた子方百姓たちは、夫婦づれの単婚小家族の百姓となって、次第に分立していくようになった。実際、農民の数も増え、自ら土地を拓いて、日本全体の耕地はこの時期に非常に広大になったはずである。彼ら新興の百姓たちが開拓した土地は、これまでなら畑にしかならない扇状地や広い原野であった。もともと乏水性の土地が多く、水田とするには用水路が必要であり、領主もこれに応じたのである。

太閤検地以後、検地帳に登録される百姓が、親方百姓・頭百姓とよばれる層よりも、実際の耕作者である子方の小百姓たちとなる。そこに彼らを近世の小農民、すなわち本百姓として育成し、基礎的な生産者層としていこうとした政策がみられる。また彼らの水田耕作を可能とし維持するために設けられた、当時の用水施設には、備前堀・次太夫堀・信玄堤など、地方支配の巧者であった武士や、設置した領主の名が付けられているのは、同様な政策の表れとみることができ。これらのうちには、山の中腹から延々と何十キロも流れて、数十カ村もの水田をうるおしている用水路や、どんな日でも決して涸れることがないと伝えられている用水池がある。

このように整備された灌漑・排水施設は、わずか数人の本百姓の家族労働力をもっては、設置することも、維持管

表 1 石 高 構 成

武蔵田園簿				旧高旧領取調帳		
福 生 村	設 楽 権 兵 衛	代	205石	江川太郎左衛門	代	926石254合1
	岡上甚右衛門	"	25.			
	中 沢 半 六	知	250.	清 岩 院 寺		10.
	加藤長右衛門	"	150.			
	榊原庄右衛門	"	25.			
永井与次郎	"	50.				
合 計			705.	合 計		936石254合1

外=750文 野銭設楽権兵衛

熊 川 村	設 楽 権 兵 衛	代	121石601合	江川太郎左衛門	代	169石914合
	田沢久左衛門	知	246. 4	田 沢 鑄 太 郎	知	281. 104.
	長塩又左衛門	"	118.	長 塩 隼 人	"	118.
合 計			493石001合	合 計		569石018合

外=450文 野銭設楽権兵衛

理していくことも不可能であり、村中あるいは数カ村の利用者による共有・共同管理が事実上必要となる。このことが、本百姓がその家族・耕地・農具だけでは自立を許さず、村落を必要とした理由であるとされる。

さらに、当時の農耕が大量の刈敷を必要としたことである。落葉や野草を大量に集めて、耕地に敷き込んだ。これが深耕と、土壌の有機質を保つ要因となった。ところが、小百姓たちの分立は、これまでの原野を開拓したのであるから、刈敷を採集するには、人里から離れた山や、河原のような、当時としてもまだ耕作不能な不毛の地によらなければならなかった。これまたそれぞれ勝手な採集にまかせられず、一カ村ないし数カ村が、入会地として共同経営することが必要であった。本百姓が村方を離れては存立しえない、もう一つの要因とされる。

さらに本百姓が生活を維持していくための条件としては、村方では自給しえぬ物資を入手するための市場が、遠からぬ所にあることである。町または在市が、片道数里以内になければならず、交換手段は貨幣のほか米や特産物など何であつてもよい。季節的または特殊な商品については、商人がこれを補った。

その他にも色々な条件や特質を付け加えることができると思うが、ほぼ以上のような村の姿を、福生地域の近世農村にあてはめてみると、どのような差異がみられるであろう

うか。

### 三 福生村・熊川村

日本全国の村々の平均的な姿を、そのまま各地にあてはめて考えても、それぞれ相違するものが多いであろうことは勿論である。関東農村、特に武蔵の国について、やはり一般的傾向としていわれていることは、幕府領（天領、代官支配地）が多く、旗本領や譜代大名領の飛地、小規模な寺社領が、モザイク状に分散し入組んだ支配形態をなし、一括領域的な封鎖された経済体制がとりこく、警察権も統括しにくかったとされる。さらにその領域とは関係なく、広域の村々が御鷹場として指定されており、ある意味では幕府・御三家の一括した支配を受けている。さらにその西部は、武蔵野と丘陵・山地からなり、水田が少く畑地が圧倒的な上、生産力が非常に低い。江戸の大市場を無視できないが、江戸はその大量な消費物資を、この地に仰ぐことではない。したがって、商業的農業の進展もなかなか進まないなどである。この事情は、武蔵野新田が開発されてのちもまったく変わらない。

『武蔵田園簿』で、十七世紀中ごろの状況をみてみよう。村高は福生村七〇五石、熊川村四九三石余で、それぞれ幕府領・旗本知行所からなっている。総石高はやや大きい村かも知れないが、幕府領はそれぞれ二二五石と一一一石で

表 2 石 高 と 人 口

	石 高(A)	戸 数	人口(B)	1人当石高 A/B	馬 数	商 職 宗	
福 生	859石641合	232軒	831人	1石034合	33疋	17	
熊 川	幕府領	153. 747	61	232	.662	12	
	田領	244. 658	46	200	1.223	14	
	長塩領	118.	38	164	.720	4	
	計	516. 405	145	596	平均 866	30	

あり、幕府の想定モデルとあまり違わない。しかしこの石高は「皆畑」である。玉川付きの村でありながら、水田が無い。

この事情は後世にいたるも変わらない。福生村の享保十九年「村指出シ明細帳下書」には、本・新田とも水田の反別はなく、寛政十一年（二七九七）「村方様子明細書上帳」には、本高に四畝八歩の畑田成（取米一斗三升八合）、新田のうち五反九畝十八歩の新下々田（石盛四）・砂田（同一・五）・畑田成（同一）があり、栽培品種として粳（うるち）に美濃こぼれ、餅米に笠餅をあげている。熊川村寛政十一年の「御料私領村内様子取調書上帳」には、二反三畝二十五歩（石盛十、取米六斗二升六合）の上畑田成が記載されている。

いづれにせよ、取るに足らない高である。

村高と人口（労働力）の関係について、両村の比較できる資料が寛政十一・十二年（一七九九・一八〇〇）の村明細帳である。当時福生村は八五九石余、熊川村が五一六石余で、戸数と人口等は表のごとき状態であった。一人当りの石高をみると、福生が一石三升四合、熊川村が三給の平均で八斗六升六合にすぎない。これは農民一人当りの耕作高の単純計算であるが、馬はやや多目であり、それも熊川村の方が村高に比して多く飼育している。ともに助郷に指定されていない代りに、玉川上水掛の役人の往復に人馬継立てを勤める必要があったが、その他は農耕と炭薪運送の駄賃稼ぎに、農民の労働力を補っていたものであろう。

刈敷肥料を採集する入会地、秣場は特定されていない。明和五年の熊川村「村鑑帳」では、「草刈場無御座候、川原芝地并田畑之間にて刈取申候、尤川原芝地永上納仕候」とある。刈敷の採集量が、どれ程確保できたか不明であるが、多くの明細帳類が「畑方肥の儀は、芝草を腐らかし、糠・灰・下肥等を用、仕付申候」とか、「肥は土地悪敷故、こぬか、下ごい遣申候、反にぬか沓俵位、下ごいは有合に遣申候」とあり、自給肥料を中心としているようにみえるが、享保十九年（一七三四）の福生村明細帳では、

畑方こやしの儀、馬草不足に付、江戸よりこぬか・長わら・灰・しもごい買調、沓反歩に大積り金子二分程づつ

### 掛申候

とあり、ほとんど江戸からの金肥とみられる。

その入手については、「男、耕作の間に市へ罷越、炭薪江戸へ付出し、こやしと取替、耕作仕付申候」とあって、近在の市より仕入れた炭薪を江戸へ出荷し、その帰り荷として肥料類を村方に持帰るのである。馬数がやや多く飼育されていることは、こうした肥料不足にもかかわらずのことである。村が市場——商業とかかわりをふかめ、商人職人らを村におくようになり、医者や修験行者のように農業とはまったく関係のない住民が次第に増えてくるのは、右のような背景が契機となっているものであろう。

福生村享保十九年（一七三四）の「明細帳下書」では、市場として青梅・八王子の二町が二里・三里の距離としているにすぎないが、村内の商・職人その他農業外の住民は、ござ一、山伏三、馬医一、鍛冶三、馬喰二、紺屋一、鮎猟師二があげられている。この他に神社・寺院の僧や神人がいるわけである。これに対し宝暦十年（一七六〇）の熊川村「村方明細帳」には、買物には江戸・八王子、売物には江戸・八王子・五日市の三町をあげて、農業外の者は僧・道心者の三人のみである。

ところが、前述の通り寛政十一・二年の福生村と熊川村の在郷商人・職人らの記述を対比してみると、福生村では、石屋一、修験一、ござ一、大工二、鍛冶二、酒造人醬油造

りが一、小間物類三、草履造り二、合計十三であり、別項に村内小商人五軒とある。熊川村の方は、道心五、大工三、木挽一、桶屋一、酒蕎麦二、五日市の市場商いの穀物商二、塩肴類二、市場で古着屋二、合計十八である。積極的に市場へ出て、穀物商や古着商いを営業し、あるいは酒蕎麦商や塩肴類を専門とするなど、大層積極的であるといえる。

最寄り市場は、青梅(二・七の日に市立て)へ三里、八王子(四・八に市立)へ二里、五日市(五・十に市立て)へ三里の距離である。三カ所とも六斎市であるから、この辺は月に十八回の市に出られる可能性があったということになる。距離の遠いのがやや難点であるが、当時としては便利な環境であったと思われる。

けれども、商品化作物の栽培、あるいは加工業をとまな生ずるような作物栽培などはみられない。農間稼ぎとしているのは、両村とも男は炭薪の駄賃とり、女は養蚕、収納の間に青梅縞織とあり、その他は何もない。つまり農間稼ぎもまた、農民に余り有利な稼ぎをもたらすものではなかった様である。

やや静体的に、かつ資料を都合よく興味ある個所のみ、拾い読みしすぎた様に思う。石高・水田については石盛の検討、市場の性格(明治に入ると府中・扇町屋・田無などの町場が出てくることの意味)、農間稼ぎや職人の種類と人数など、手元の資料からまだ触れたいことは多い。ことに、近

世における「村方」の諸指標の、変化・発展の状況について、筆が及ばなかった。

旧福生村について、古文書類の史料が絶対的に不足している。このままでは、市史の研究・執筆など、はなはだ覚束ない。どうか史料を所蔵されている方の御協力を、切に仰ぎたい。

### 市史編集専門委員の横顔

きたはら  
すすむ  
北原 進



「近世」担当

昭和九年東京都杉並区生れ

世田谷区在住

立正大学卒・同大学院修了

立正大学教授、慶応義塾大・法政

大講師。日本経済史・古文書学専

攻。福生市文化財保護審議委員。

〈編著書〉『近世農村文書の読み

方調べ方』『江戸の札差』『国分寺

市史料集』『近世調布の村々』等。